

# 兵庫県公報

令和4年9月20日 火曜日 第347号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	4
<b>公 告</b>	
○ 令和5年度兵庫県本庁事務用共通封筒への掲載広告の募集（法務文書課）	5
○ 随意契約の相手方等の公示（デジタル改革課）	7
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（都市計画課）	8
○ 落札者等の公示（物品管理課）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（北播磨県民局）	9
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	10
○ 同 上	10
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	11
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	11

## 告 示

### 兵庫県告示第1079号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年9月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 伊丹千僧土地改良区

#### 退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	田中博	伊丹市千僧4丁目3番地
同	佐藤昭五	同市千僧3丁目78番地
同	前田勉	同市千僧2丁目211番地
同	岩田政男	同市千僧2丁目73番地
同	岩田武司	同市千僧2丁目116番地
監事	佐藤元昭	同市千僧2丁目127番地
同	杉田真一	同市千僧2丁目123番地

#### 就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	田中博	伊丹市千僧4丁目3番地

同	佐 藤 稔	同 市千僧2丁目226番地
同	佐 藤 昭 五	同 市千僧3丁目78番地
同	上 谷 祐 一	同 市千僧4丁目25番地1 千上マンション201号
同	岩 田 武 司	同 市千僧2丁目116番地
監 事	前 田 賢 一	同 市千僧2丁目129番地
同	佐 藤 元 昭	同 市千僧2丁目127番地



**兵庫県告示第1080号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年9月20日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**荒原土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	澤 田 仁 克	豊岡市香住908番地の1
同	村 尾 良 則	同 市長谷409番地
同	山 下 護	同 市香住836番地
同	田 中 昇	同 市香住530番地
同	太 田 克 己	同 市香住1166番地の1
同	美 藤 博 之	同 市長谷488番地
同	村 尾 久 司	同 市長谷532の3番地
同	澤 田 紀 昭	同 市香住678番地
監 事	足 野 政 美	同 市香住484番地
同	美 藤 晴 仁	同 市長谷830番地の3
同	長谷川 豊	同 市長谷1096番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	澤 田 仁 克	豊岡市香住908番地の1
同	村 尾 良 則	同 市長谷409番地
同	長谷川 豊	同 市長谷1096番地
同	田 中 昇	同 市香住530番地
同	太 田 克 己	同 市香住1166番地の1
同	美 藤 博 之	同 市長谷488番地
同	山 下 護	同 市香住836番地
同	美 藤 晴 仁	同 市長谷830番地の3
監 事	瀬 尾 一 夫	同 市香住614番地
同	村 尾 和 敏	同 市長谷921番地
同	小 西 貢	同 市香住808番地



**兵庫県告示第1081号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年9月20日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**見性寺井堰土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
-------	-----	-----

監事	中島貞雄	豊岡市出石町宮内1202番地
就任役員		
役員の区分	氏名	住所
監事	今井謙二	豊岡市出石町宮内1190番地



**兵庫県告示第1082号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の内退及び就任の届出があった。

令和4年9月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

**両荘土地改良区**

退任役員		
役員の区分	氏名	住所
監事	高見秀昭	加古川市上荘町小野411番地の2
就任役員		
役員の区分	氏名	住所
監事	鈴木英夫	加古川市上荘町薬栗464番地の2



**兵庫県告示第1083号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の内退及び就任の届出があった。

令和4年9月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

**赤穂土地改良区**

退任役員		
役員の区分	氏名	住所
理事	前田護	赤穂市中山37番地1
就任役員		
役員の区分	氏名	住所
理事	高岸光芳	赤穂市中山407番地1



**兵庫県告示第1084号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年9月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

**1 申請の概要**

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社カネカ高砂工業所  
高砂市高砂町宮前町1番8号  
高砂工業所長 落合計夫
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社カネカ高砂工業所  
高砂市高砂町宮前町1番8号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	47号ハ 分離施設 (No. 1、No. 2)	
能	力	25m <sup>3</sup> /時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後6箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5.5~6.5	5~7
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	567	570
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	139	140
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	4以下	4
	燐 含 有 量 (単位 mg/L)	0.5以下	0.5
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	4以下	4
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	52以下	52	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		28.5/基	34/基

備考 既設特定施設を廃止するため、排水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和4年9月20日から同年10月11日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び高砂市生活環境部環境経済室環境政策課



兵庫県告示第1085号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局龍野土木事務所及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年9月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
吉島	たつの市		新宮町吉島	荒神成 狸石 山ノ神 古林	88番、89番2、89番3、88番地先の道路敷の一部、89番3地先の水路敷 131番、132番、135番から138番まで、139番1、139番2 188番、188番1から188番4まで、189番、190番、191番1、191番2、193番1の一部、193番3、188番2から188番4に至る地先の道路敷、188番1から188番2に至る地先の水路敷 852番90の1の一部、852番91から852番95までの各一部、852番99の一部、852番100から852番107まで、852番108の一部、852番109の一部、852番125の一部、852番126の一部、852番127から852番133まで、852番134の一部

公 告

令和5年度兵庫県本庁事務用共通封筒への掲載広告の募集

令和5年度において、本庁の各課室が使用する事務用共通封筒の裏面に有料広告を掲載する企業・団体（以下「広告掲載権者」という。）を募集する。

令和4年9月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 広告の掲載期間・広告媒体

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間において、本庁の各課室が用品単価契約により調達する県封筒（以下「県封筒」という。）に広告を掲載する。

（注）本庁各課室による県封筒の使用は、在庫状況等により、次のようなケースが生じる。

- (1) 令和5年度において、前年度以前に調達した旧版の県封筒が使用される。
- (2) 令和5年度に調達した県封筒が、翌年度以降に使用される。

2 県封筒の仕様等

封筒の種類	長形3号（定型）	角形2号（A4判）
用紙	クラフト紙、サイド貼り	同左
広告掲載箇所	裏面（縦11cm以内×横16cm以内）	裏面（縦20cm以内×横22cm以内）
広告刷り色	黒1色	同左
その他	(1) 広告デザインは、2種類の封筒について同一のものでも可。 (2) 枠外に次の旨を表記する。 「(広告内容に関するお問合せ先) ○○○○ (広告主の名称・電話番号) 兵庫県では、財源確保のため、企業等の広告を掲載しています。」	

（参考）過去の発注実績

年度	長形3号(定型)	角形2号(A4判)
平成28年度	331千枚	333.0千枚
29年度	346千枚	347.5千枚
30年度	290千枚	289.5千枚
令和元年度	302千枚	350.0千枚
2年度	442千枚	379.5千枚
3年度	287千枚	307.0千枚

### 3 県封筒の主な使用先

県内市町、各省庁、各種団体、県民及び企業等

### 4 募集する広告掲載権者

広告掲載権者は、長形3号及び角形2号の2種類の県封筒を通じて1者とする。ただし、複数の企業・団体が、代表となる企業・団体を定めて共同して応募し、上記2の広告掲載箇所を分割して複数の企業・団体の広告を掲載することができる。

### 5 広告掲載権者の要件

次のいずれかに該当する企業・団体は、広告掲載権者になることができない。広告掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 兵庫県税について滞納がある者
- (2) 兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) その他広告掲載権者として適当でないと兵庫県が認める者

### 6 広告の掲載基準

県封筒に掲載する広告は、広告としての品位を有するもので、兵庫県への信頼を損なうおそれがないものとし、次のいずれかに該当する場合は、掲載できない。

- (1) 法令、規則等に反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 第三者をひぼう中傷又は排斥するもの
- (4) 第三者の著作権、財産権又はプライバシー等を侵害するおそれがあるもの
- (5) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (6) 社会問題その他についての主義、主張又は意見表明に関するもの
- (7) 誇大又は虚偽広告のおそれがあるもの
- (8) 消費者被害の発生及び拡大のおそれがあるもの
- (9) 当該広告内容を、兵庫県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (11) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (12) 青少年の健全な育成に反するおそれがあるもの
- (13) 個人の氏名広告に当たるもの
- (14) 求人広告に関するもの
- (15) その他掲載する広告として適当でないと兵庫県が認めるもの

### 7 応募における提出書類

- (1) 応募を希望する企業・団体は、アの申込書に応募金額を明記の上、イからエまでの書類等を添えて提出すること。

- ア 令和5年度兵庫県本庁事務用共通封筒広告掲載申込書（様式第1号）  
イ 広告デザイン原稿（長形3号掲載用及び角形2号掲載用の2種類とし、電子データ及びこれを紙出力したものによる。）  
ウ 企業・団体の概要（事業の内容・実績、資本金、従業員数等）を記載した書類  
エ 上記5の(1)から(5)までの要件に該当しないことの誓約書（様式第2号）  
ア及びエの様式は、兵庫県のホームページに掲載する。

URL <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk32/h29huutoukokoku.html>

- (2) 上記4のただし書の場合における(1)の書類の提出に当たっては、代表となる企業・団体を明示するとともに、連名で提出すること。  
(3) 広告デザイン原稿の作成その他の応募に要する費用は、応募者の負担とする。
- 8 広告掲載料（応募金額）  
(1) 応募に係る広告掲載料の最低制限価格は、長形3号及び角形2号の2種類の封筒を合わせて、100万円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。  
(2) 決定された広告掲載権者（上記4のただし書の場合にあっては、申込書に記載された代表者）は、兵庫県が別に指定する日までに、兵庫県が指定する方法により広告掲載料（応募金額）を納付しなければならない。  
(3) 納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、特別の事情があると兵庫県が認めるときはその全部又は一部を返還する。
- 9 広告掲載の申込期間・申込方法  
令和4年9月27日（火）から同年10月18日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、上記7(1)の書類等を下記13の場所へ持参又は郵送（令和4年10月18日（火）必着）により提出すること。
- 10 広告掲載権者の決定  
(1) 兵庫県は、応募のあった企業・団体のうち、6に記載する広告掲載基準に合致し、かつ、8に記載する最低制限価格以上で、最高の価格を提示した者を広告掲載権者に決定する。  
(2) 最高価格の広告掲載料を提示した者が2者以上のときは、抽選により決定する。  
(3) 適当な者がいないときは、広告掲載権者を決定しないことがある。  
(4) 結果については、速やかに応募のあった企業・団体に通知する。
- 11 広告掲載権者の責務  
(1) 広告掲載権者は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは損害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任及び負担において解決するものとする。  
(2) 広告掲載権者が上記5の要件に違反し、又は掲載する広告が上記6の基準に違反することが判明した場合は、兵庫県は広告の掲載を中止するなど適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は、広告掲載権者が負担するものとする。
- 12 契約の締結  
兵庫県は、広告掲載権者を決定したときは、当該広告掲載権者と県封筒への広告掲載に関する契約を締結する。
- 13 問合せ先及び申込先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県総務部法務文書課文書管理班  
TEL (078) 341-7711 内線2043  
FAX (078) 362-3902

~~~~~  
**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和4年9月20日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量

- 行財政情報接続サービス「iJAMP」の提供業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県企画部デジタル改革課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
株式会社時事通信社 東京都中央区銀座5丁目15番8号
- 5 随意契約に係る契約金額  
31,429,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(b)による。



**大規模小売店舗の廃止に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和4年9月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 赤とんぼ広場ショッピングセンター  
所在地 たつの市龍野町堂本260—1 及び堂本字五反田250—1
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
12,549平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
令和4年10月31日
- 5 届出年月日  
令和4年9月5日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年9月20日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
令和4年度（下半期）用品単価契約【PPC用紙（B4、A3、A4）】
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年8月29日
- 4 落札者の名称及び住所  
永井産業株式会社神戸支店 神戸市東灘区魚崎浜町27—21
- 5 契約単価（税抜）  
B4 1,935円  
A3 1,572円  
A4 1,350円
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 入札公告をした日  
令和4年7月15日



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年9月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市米田町米田字下フケ131番2、131番5、166番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
明石市花園町2番地の2  
株式会社勝美住宅 代表取締役 渡辺喜夫
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和4年2月21日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-35号（3高砂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年9月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡稲美町中村字八反坪732番2、733番10、735番1、735番2、732番3地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市加古川町北在家2242番地  
株式会社サンコー土地建物 代表取締役 三宅忠
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和4年5月13日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-31-2号（3稲美）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年9月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡播磨町東野添三丁目681番、683番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市百合丘30番地の2  
三幸殖産株式会社 代表取締役 福島順史
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和4年4月21日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-3号（4播磨）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完

了した。

令和4年9月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
三木市鳥町字大二 282 番 1、282 番 3、283 番 3、283 番 4、284 番 1、284 番 3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
三木市大村621番地  
株式会社イトー 代表取締役 伊藤英樹
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和4年8月15日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-19-2号（3三木）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第56号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定するとともに、既に指定した施設に関し指定の取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年9月20日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂則本

- 2 老人ホーム表神戸市の項中

「

|             |                  |
|-------------|------------------|
| パーマリア・イン新神戸 | 同 市中央区加納町2丁目13-7 |
|-------------|------------------|

」

を

「

|              |                  |
|--------------|------------------|
| モア・アビタシオン新神戸 | 同 市中央区加納町2丁目13-7 |
|--------------|------------------|

」

に改める。

- 3 身体障害者支援施設及び保護施設の表姫路市の項中

「

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 救護施設 ジョイガーデン | 同 市林田町上伊勢1137-1 |
|--------------|-----------------|

」

を

「

|                           |                 |
|---------------------------|-----------------|
| 救護施設 ジョイガーデン              | 同 市林田町上伊勢1137-1 |
| 重度障害総合支援センタールルド（姫路聖マリア病院） | 同 市仁豊野650       |

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第57号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び

第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定した内容に変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年9月20日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

1 病院及び介護老人保健施設の表川西市の項中

「

|          |               |
|----------|---------------|
| 川西市立川西病院 | 川西市東畦野5丁目21-1 |
|----------|---------------|

」

を

「

|              |             |
|--------------|-------------|
| 川西市立総合医療センター | 川西市火打1丁目4-1 |
|--------------|-------------|

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和4年9月20日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 91,233

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 670,204



兵庫県選挙管理委員会告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

令和4年9月20日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

## (選挙区名)

〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕

|              |         |
|--------------|---------|
| 神戸市東灘区       | 57,915  |
| 神戸市灘区        | 36,202  |
| 神戸市中央区       | 37,051  |
| 神戸市兵庫区       | 30,326  |
| 神戸市北区        | 59,803  |
| 神戸市長田区       | 26,172  |
| 神戸市須磨区       | 44,535  |
| 神戸市垂水区       | 59,834  |
| 神戸市西区        | 66,165  |
| 姫路市          | 139,437 |
| 尼崎市          | 128,721 |
| 明石市          | 83,993  |
| 西宮市          | 133,014 |
| 洲本市          | 12,128  |
| 芦屋市          | 26,694  |
| 伊丹市          | 55,706  |
| 相生市          | 7,960   |
| 豊岡市          | 22,024  |
| 加古川市         | 72,981  |
| たつの市及び揖保郡    | 30,114  |
| 赤穂市、赤穂郡及び佐用郡 | 21,762  |
| 西脇市及び多可郡     | 16,628  |
| 宝塚市          | 64,390  |
| 三木市          | 21,170  |
| 高砂市          | 24,735  |
| 川西市及び川辺郡     | 52,264  |
| 小野市          | 13,032  |
| 三田市          | 30,473  |
| 加西市          | 11,956  |
| 丹波篠山市        | 11,232  |
| 養父市及び朝来市     | 14,523  |
| 丹波市          | 17,428  |
| 南あわじ市        | 12,859  |
| 淡路市          | 12,182  |
| 宍粟市          | 10,180  |
| 加東市          | 10,707  |
| 加古郡          | 18,032  |
| 神崎郡          | 11,506  |
| 美方郡          | 8,620   |